

## 使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書

本村議会においては、日本の原子力産業は長年にわたり技術開発を進め、今では世界に誇る原子力技術を習得してきた中で、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた日本の将来のエネルギー政策において、原子力の停滞あるいは放棄することがあれば、経済・雇用・外交に大きく影響することを懸念し、昨年9月9日に「原子燃料サイクル事業等推進に関する意見書」を全会一致で可決し、政府及び青森県知事に対して提出したところである。

その後、国においては、原子力政策に関する選択肢が提示され国民的議論がなされてきたが、それぞれの選択肢に対し「電気料金」、「経済」、「雇用」など国民の影響を明確にしないままの議論には到底理解できない。

さらには、一基当たり数千億円、50基となると数十兆円にもものぼる建設費を投じてきた原子力発電所を1年以上も停止させる行為は、国民の負担を無駄にする行為である。

最近、「脱原発」・「原発比率ゼロ」・「使用済み燃料の直接処分」・「再処理事業撤退」といった報道がなされているが、閣議了解のもとで開発が進められたむつ小川原開発が頓挫し、村を二分する賛否両論が渦巻く中で苦渋の選択をして受入れを決定した原子燃料サイクル事業は、二十数年という長期間にわたり協力してきた国策である。

その国策が、立地村の意見を全く聞くこともなく、立地村の事情を全く無視して議論が進められていることに不信・不安が募る一方で、本村を拠点として行われている国際熱核融合実験炉のBA活動や三沢対地射爆撃場・六ヶ所対空射場といった国策への協力にも疑問を感じるころである。

今秋にも決定するとされているエネルギー政策において、万が一、再処理路線を撤退し、使用済み燃料を直接処分するという結論に達した場合は、昭和60年に電気事業連合会等と締結した立地基本協定に反するもので、その事業を国策として進めてきた政府に大きな責任がある。

したがって、使用済み燃料の再処理を撤退する場合は、以下の内容について責任を持って対処するよう強く求める。

1. イギリス及びフランスから返還される新たな廃棄物の搬入は認めない。
2. 現在、本村に一時貯蔵されている同返還廃棄物を村外へ搬出をすること。
3. 使用済み燃料の新たな搬入は認めない。
4. 現在、本村に一時貯蔵されている同使用済み燃料を村外へ搬出すること。
5. 新たな低レベル放射性廃棄物の搬入は認めない。
6. 現在、約25万本の低レベル放射性廃棄物を村外に搬出すること。

7. 東京電力株式会社が実質上国有化されており、上記の各種廃棄物の約4割については東京電力株式会社所有のものであり、国が対処すること。
8. 国策に協力してきた本村は、広大な土地と海域を失い、大事な産業を亡くした責任は国にあることから、その影響に値する損害賠償を支払うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月 7日

内閣総理大臣	野田佳彦様
国家戦略担当大臣	古川元久様
環境大臣	細野豪志様
経済産業大臣	枝野幸男様
青森県知事	三村申吾様
六ヶ所村長	古川健治様

六ヶ所村議会議長 橋本 猛一